

平成31年度
ケアプランセンターせくれ
事業計画書



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

社会福祉法人ふれあいの里

平成31年度 ケアプランセンターせくれ事業計画書

1. はじめに

平成29年度の報酬改定に伴い特定事業所加算算定に対応するため、介護支援専門員3名で日常業務に加え介護予防・認定調査の依頼業務を積極的に行なって参りました。

平成31年度は、社会福祉法人ふれあいの里経営改善計画及び財務基盤の安定化並びに法人が掲げる理念・方針、関係法令等をこれまで以上に遵守し、一体的運営と皆で達成感を感じられる組織としていくため、人員配置数を3名体制から2名体制に変更します。

以上のことを基礎・土台とし、公益事業の事業目的に応じた業務を推進することで、地域に暮らす人々の「生きる」を支えるため不安や悩みを見逃さず、誰からも信頼される事業所となるよう努めて参ります。

2. 事業の目的

社会福祉法人ふれあいの里が設置する、ケアプランセンターせくれは、要支援・要介護状態と認定された利用者に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

3. 運営方針

- (1) 高齢者が介護予防対象又は要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその要する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 利用者の心身状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類または事業者の偏ることがないよう公正中立に行う。
- (4) 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を行う。
- (5) 事業の実施に当たり関係市町村、地域包括支援センター、他指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 利用者援助の展開過程

<p>(1) 一般相談業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス利用に関する相談 ・介護保険等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の紹介や助言
<p>(2) 利用者への居宅介護支援業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業所についての内容及び手続きの説明及び同意（契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書） ・アセスメント、課題分析 ・居宅サービス計画原案の作成（ケアプラン） ・サービス担当者会議開催及び専門的意見の聴取（新規・更新・区分変更・利用サービス変更時等） ・居宅サービス計画の交付 ・モニタリングの実施…利用者及びその家族、主治医、サービス事業者等との連絡を継続的に行う（1ヶ月に1回以上） ・モニタリングの結果及び支援経過の記録 ・居宅サービス計画の変更 ・要介護認定の申請に係る援助及び申請の代行 ・福祉用具購入費支給申請や住宅改修費支給申請に係る書類作成 ・各種保健福祉サービス利用に伴う各種申請の代行 ・医療機関入退院時及び施設入退所時の情報交換と調整
<p>(3) 苦情処理業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。苦情を受けた場合は、「福祉サービスに関する苦情解決制度運営要綱」及び「苦情対応マニュアル」に基づく対応を行い、苦情等の内容を記録し5年間保存する ・市町村から求めがあった場合には、改善等の内容を報告する。利用者が国民健康保険団体連合会等への申し立てを行う場合は必要な援助を行う ・高齢者虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターを通じて行政へ報告し、その指導により対応する
<p>(4) 関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関、地域包括支援センター、医療機関、施設サービス事業者等との連携 ・介護保険認定訪問調査業務（登米市との年間契約）

<p>(5) 介護給付費等の請求事務、その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費の請求及び給付管理票作成事務（毎月）サービスを利用した翌月10日までに国保連合会に介護給付費を請求 ・支払通知情報の確認 ・請求明細書、給付管理票返戻一覧表の確認と処理 ・特定事業所集中減算算定書作成（6ヶ月報告） ・介護情報公表制度に伴う書類作成 ・指定居宅介護支援事業における業務管理・自己点検
<p>(6) 研修による自己研鑽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の更新研修 ・レベルアップ研修 ・職能団体や地域包括単位の研修（介護支援業務の情報収集や連携、事例提供等）

5. 業務時間と対応

(1) 事業の実施地域及び営業時間	
営業時間	実施地域
8時30分～17時30分まで	登米市、栗原市、その他隣接市町村

※但し、常時携帯電話により連絡をとる事ができ必要に応じ相談可能な体制。

(2) 営業日	月曜日から金曜日まで
---------	------------

※但し、年末年始（12月29日から1月3日まで）の間は除く。

※休日は、土・日とする。

6. 職員配置

・ケアプランセンターせくれ

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

居宅介護支援全般の管理、事務責任

(2) 介護支援専門員 2名（常勤兼務1名・常勤専従1名）

居宅介護支援全般の提供

7. 苦情処理

【苦情処理体制及び対応手順】

- (1) 苦情処理担当者が相談者本人に直接伺い、苦情内容の詳細把握を行う。
- (2) 苦情内容について責任者及び管理者を含め対応策の検討をする。
- (3) 苦情処理担当者が相談者に検討結果の説明を行う。
- (4) 苦情処理についての内容、対応結果等について台帳管理を行い苦情処理後も職員教育等を徹底し再発防止に努める。
- (5) 苦情処理の詳細については法人の定める苦情処理管理規則に従う。

8. 職員の資質向上及び研修計画

・ケアプランセンターせくれ

研修名	参加者
ファシリテーション技術 5月	渡邊 さち子
説明能力の向上・法令遵守に係る研修 7月	熊谷 純子
看取りに係るケアマネジメントスキルの向上 9月	渡邊 さち子
管理者の実務・運営管理の実際 11月	熊谷 純子
連絡協議会居宅部会研修	熊谷 純子
登米市ケアマネ協会主催研修	渡邊 さち子
包括支援センター主催研修	

9. 職務分担及び職務内容

社会福祉法人ふれあいの里「就業規則」に基づき、業務を分担し明確にするため、下記の職務分担表を作成する。

職種	氏名	職務内容
管理者兼 介護支援専門員	熊谷 純子	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅業務の総括に関する事 ・介護支援専門員とその他職員の管理 ・利用申し込みに係る調整 ・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う ・法令遵守義務の周知の徹底に関する事 ・研修、出張に関する事 ・委託業務に関する事
介護支援専門員	渡邊さち子	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の收受、発送及び管理に関する事 ・苦情処理に関する事 ・公用車運行管理に関する事 ・備品及び物品の発注検収に関する事 ・委託業務に関する事
事務	菅原 有佑	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理に関する事

10. 地域における公益的取り組み

事業名	具体的な内容
専門職派遣講習会	新田各行政区で行なわれているミニデイサービスやお茶っこ飲み会などに参加し介護予防や介護保険についてわかりやすく説明。また困り事や今後必要と思われる保健内外サービスを模索し保険者や当法人へ提案などの働きかけをする
カフェ・居酒屋 納涼祭	特養せくれ主催の公益活動に協働し地域の方との交流を持ち必要に応じサービスの提供並びに事前協議を図る。

介護支援専門員 倫理綱領

前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。